

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 4年 6月 29日

静岡県知事
川 勝 平 太 殿

提出者

住所 藤枝市岡出山一丁目 11番 1号

氏名 藤枝市長 北 村 正 平

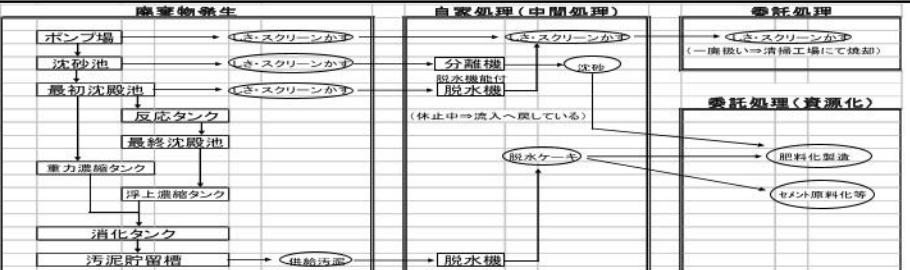
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 054-644-8185(ダ・ヤルイ)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	藤枝市浄化センター
事業場の所在地	藤枝市城南三丁目2番地の1
計画期間	令和 4年4月1日から令和 5年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	水道業
②事業の規模	年間処分量 (脱水機供給汚泥量) 46,070.75 t
③従業員数	35名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	 <p>The flowchart illustrates the industrial waste treatment process. It starts with '産業廃棄物発生' (Waste Generation) leading to a pump station, which then flows through sand settling tanks, primary sedimentation tanks, reaction tanks, final sedimentation tanks, and sludge thickening tanks. The process continues through floating sludge tanks, digestion tanks, and sludge storage tanks. A '供給汚泥' (Sludge Supply) line connects back to the initial stage. Intermediate processing ('自家処理(中間処理)') includes screens, separators, and dewatering machines. Disposal/resource recovery ('委託処理') involves screens, separators, dewatering, and various resource recovery paths such as fertilizer production and cement raw material processing.</p>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項										
(管理体制図)										
市長(設置者)→副市長→環境水道部→下水道課 ・管理係 ・排水設備係 ・生活排水係 ・工務係 ・施設係 ↓ 維持管理委託業者										
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">【前年度（令和2年度）実績】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td></td></tr> <tr> <td>排出量</td><td>46,070.75 t</td><td>t</td></tr> </tbody> </table>		【前年度（令和2年度）実績】			産業廃棄物の種類	汚泥		排出量	46,070.75 t	t
【前年度（令和2年度）実績】										
産業廃棄物の種類	汚泥									
排出量	46,070.75 t	t								
①現状 (これまでに実施した取組) 汚泥濃縮工程での引き抜き濃度管理を徹底することによる消化工程での発酵促進=消化率向上による供給汚泥固形物量の低減。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">【目標】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td></td></tr> <tr> <td>排出量</td><td>46,070.75 t</td><td>t</td></tr> </tbody> </table>		【目標】			産業廃棄物の種類	汚泥		排出量	46,070.75 t	t
【目標】										
産業廃棄物の種類	汚泥									
排出量	46,070.75 t	t								
②計画 (今後実施する予定の取組) 公共下水道利用者への啓蒙活動。										
産業廃棄物の分別に関する事項										
①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 一										
②計画 (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 一										

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の 量	42,457.83 t	t
(これまでに実施した取組) 脱水用高分子凝集剤のマッチングテストの実施。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の 量	42,457.83 t	t
(今後実施する予定の取組) 汚泥脱水設備のストックマネジメント計画の策定。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	3,612.92 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	3,612.92 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・業者に委託処理する廃棄物について、kg(t)重量で搬出量の管理をし、計量は、公認計量事業者若しくは、同等の精度を有する機器にて検量する。 ・マニフェスト伝票の管理を徹底する。 			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	3,612.92 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理 委託量	3,612.92 t	t
	認定熱回収業者への処理 委託量	0 t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			
(今後実施する予定の取組) 処理委託業者の開拓。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。